

あわらし 商工会だより

Awara Commerce News

2007.6
No.14

発行・編集
あわらし観光商工課
TEL : 0776-73-8030
FAX : 0776-78-4325

あわらし商工会事務局（本所）
〒919-0621 福井県あわらし市姫一丁目9-21
TEL : 0776-73-0248 FAX : 0776-73-7145

あわらし商工会事務局（支所）
〒910-4103 福井県あわらし市二面2丁目701
TEL : 0776-78-6311 FAX : 0776-78-7801

平成19年度あわらし市商工会通常総代会

去る5月25日、橋本市長・山川市議会議長・国会議員の先生方をはじめ多数の来賓を迎えて合併後2回目の通常総代会を開催し、平成18年度の事業報告と平成19年度の事業計画等が上程され、全議案とも原案どおり承認・決定しました。

総代会では、杉田会長が「会員から必要とされる商工会づくりのため、商工会ビジョン・経営革新計画の策定など、専門的指導体制の強化と企業への経営支援に努めたい」と挨拶。引き続き、商工貯蓄共済大口加入者12名と役員功労の表彰を行い、橋本市長・山川市議会議長を始めとした来賓挨拶をいただきました。

議事では絹谷幸雄氏を議長に選出し審議に入りました。

平成19年度の事業計画では、経営改善普及と事業に加え、新規事業として企業活力・向上支援事業のほか、昨年度からの創業・経営革新支援、地域振興ビジョン策定事業を実施し、会員・地域の信託に応えられるよう諸事業を展開していきます。

その他、定款等の一部改正と役員補充選任を行いました。

なお、補充された役員は次の方で、任期は、前任者の残任期間で平成21年の通常総代会までとなっております。



役職	氏名	事業所名	支部
理事	伊藤 邦雄	(有)伊藤然糸工業	第3支部
同	姉崎 紘一	(株)芦原冷間鍛造	第9支部
同	坂井 芳明	あらいえ	第10支部

去る5月28日に県商工会連合会の通常総会が開催され、杉田会長が県商工会連合会副会長および、県商工共済協同組合理事長に再選されました。

「創業したい!」「経営革新を図りたい!」

— 経営革新支援アドバイザーセンターがチャレンジをサポートします —

相談
無料

専門家による相談日は、6月20日(本所)・7月18日(支所)

経営革新支援アドバイザーセンターは、「創業したい」・「新分野進出、事業拡大を図りたい」など、やる気とチャレンジ精神を持った、創業や経営革新に取り組む方を支援しています。お気軽にご相談ください。(一般の方、商工会会員以外の方も相談できます。)



窓口相談事業

創業・経営革新へのご相談窓口を常時設置しております。

- ① 経営指導員による相談 (常時)
- ② 専門家による特別相談 (予約制)

本所：6月20日・8月22日 支所：7月18日・9月19日 (各午後1時から5時)

アドバイザー派遣事業

高度な知識を持つ専門家を派遣し、創業・経営革新計画承認に向けた相談に応じます。(常時受付・派遣実施)

お申し込み・お問い合わせは

あわらし商工会 本所 TEL73-0248 芦原支所 TEL78-6311

商工会会員研修 とき：9月9日(日)～10日(月)

山形県出羽三山参拝と最上川下りの旅

期 日	行 程
9月9日 (日)	あわら市商工会 — あわら市商工会 (支所) 5:15出発 (本所) 5:30出発 — 洋食器センターキタロー (昼食) — 市島酒造 (老舗酒蔵) — 山形県湯野浜温泉 (泊) 17:30頃着
9月10日 (月)	湯野浜温泉 8:00出発 — 羽黒山神社 (出羽三山合祀神社) — 最上峡芭蕉ライン舟下り (昼食) — 鶴岡市道の駅 — 神林村道の駅 — あわら市商工会 (本所) 21:45頃着 — あわら市商工会 (支所) 22:00頃着

定員 120名 (申込み順)
 対象者 商工会の会員及びその家族・従業員
 参加費 20,000円 (商工会員1名)
 但し、会員の家族等、2人目からは30,000円になります。

申込み 商工会本所まで (住所・氏名・年齢) TEL73-0248

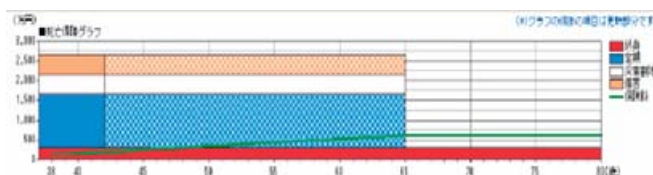
※行程については、多少変更になる場合もありますので、予めご了承ください。

事業所リスクを診断します — 保険証券契約分析事業 —

商工会では、生命保険を中心とした現在の保険契約が経営環境に適した補償を提供しているか (リスクと保険のズレ) を分析し、無駄な保険コストの削減、事業環境にマッチした保険契約の提案を行う、保険証券契約分析事業を実施しています。

保険証券契約の分析を行うことで企業が抱えているリスクも出てきます。お気軽にご相談ください。

契約保険証券内容のグラフ化等を行います。



定年引上げ等奨励金 — 70歳まで働ける企業奨励金 —

高齢者雇用安定法に基づき、原則65歳までの雇用が義務づけられていますが、「70歳まで働ける企業」の普及・促進を進める観点から、「定年引上げ等奨励金」の制度が平成19年4月から出来ました。

① 支給対象事業主

雇用保険の適用事業主であり、就業規則等で定年の引上げもしくは定年の廃止等を実施など、詳細な該当要件は商工会に是非ご相談下さい。

② 支給額

企業規模に応じて、下表に定める額を1回に限り支給されます。

企業規模	支 給 額	
	65歳以上への定年引き上げ	70歳以上への定年引き上げまたは定年制廃止
1～9人	¥400,000	¥800,000
10～99人	¥600,000	¥1,200,000
100～300人	¥800,000	¥1,600,000

※事業主に対する助成金制度は、定年引上げ等奨励金の他にもあります。

詳しくは(社)福井県雇用支援協会 TEL24-2392
 または商工会までご相談下さい。